

## 積立定期預金規定

### 1. (預入れの期限等)

- (1) 積立定期預金(以下「この預金」という。)は、通帳記載の満期日の3ヶ月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
② 6ヶ月以上1年未満	上記(1)の適用利率×50%
③ 1年以上3年未満	上記(1)の適用利率×70%
- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割りで計算します。

### 4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 5. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」および「反社会的勢力の排除に係る規定」が適用されます。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)